

同一建物減算（12％）Q&A

Q 1. 判定期間と減算期間は具体的にどうなるのか？

A 1. 以下のとおりです。令和6年度は経過措置でイレギュラーなのでご注意ください。

（令和6年度の取扱い）

令和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和7年度
6年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	4月～9月末
前期	判定期間						届出 提出	減算 適用	→				
後期							判定期間					届出 提出	減算適用

（令和7年度以降の取扱い）

令和	令和6年度 3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和8年度
7年度		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	4月～9月末
前期	判定期間						届出 提出	減算 適用	→					
後期							判定期間					届出 提出	減算適用	

Q 2. 12％の減算適用となった場合、全利用者について半年間減算されるのか？

A 2. 同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となります。

Q 3. ケアマネジャーからの紹介があった時点で、既に同一敷地内建物等に居住する利用者であることが多く、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90％以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよいか。

A 3. 単にケアマネジャーから地域の要介護者の紹介がないことを理由として、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90％以上となった場合は、正当な理由には該当しません。

Q 4. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、正当な理由に該当すると考えてよいか。

A 4. 正当な理由には該当しません。

Q 5. 算定の結果、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が 90%を超えたが、「正当な理由」に該当する。算定書類を提出する必要はないか？

A 5. 「正当な理由」により減算の対象外となるかは、市が判断します。根拠となる書類を提出してください。市で確認し、判定結果にて後日、通知します。

Q 6. 90%超えの計算をするにあたり、実利用者数で計算するのか、利用回数で計算するのかどちらか。

A 6. 利用実人数で計算してください。

Q 7. 訪問介護と訪問型サービスで別々に計算し、片方のみ90%を超えた場合、片方のみ加算届を提出すればよいのか。

A 7. その通りです。

Q 8. 新規指定や休止、廃止により、サービス提供期間が判定期間の6ヶ月を満たさない場合でも計算する必要があるのか？

A 8. 判定期間の6ヶ月を満たさない場合でも計算し、必要があれば提出してください。

Q 9. 訪問型サービスの計算を行う際に、身体ヘルプ・元気ヘルプ・生活ヘルプのすべての利用者数及び提供回数を計算するのか。

A 9. 生活ヘルプの利用者数及び提供回数は計算に含めません。

Q 10. 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う際の10%減算を行っている場合は、別紙10の作成・提出の必要があるのか。

A 10. 12%減算の計算にあたっては、**同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所のみ**、別紙10の作成・提出の必要があります。

たとえば、訪問介護事業所は独立して所在しているが、利用者が同じ市営住宅に20人以上入居しているような場合は、10%減算適用の訪問介護事業所であっても12%減算の計算は必要ありません。

Q 11. 月途中で区分変更があり、要支援から要介護に変わった場合（逆の場合含む）、どのように計算するべきか。

A 11. 要介護と要支援の両方でサービス提供があったのであれば、両方の利用者数にそれぞれ含めて計算します。